

【資格取得要件：在来線】

●工事管理者（在来線）： 次のいずれかに該当する者

【新規】

- (1) 土木・建築等の工事経験が5年以上あり、うち営業線近接工事1年以上の実務経験がある者。
- (2) 大学等において土木・建築課程を修了した者で、土木・建築等の工事経験が3年以上あり
うち営業線近接工事1年以上の実務経験がある者。
ただし、「大学等」とは、学校教育法に規定する「大学」及び「高等専門学校」、職業能力開発促進法に規定する「職業能力開発大学校」及び「職業能力開発総合大学校」とする。
- (3) J R 北海道において、工務関係社員として前各号と同等の経歴を有して J R 北海道を退職する者。
なお、J R 北海道において、工務関係社員として10年以上の経歴を有し、かつ、在来線の技術系助役以上を2年以上経験がある者は、退職後1か月以内の申請に限り、講習会及び学力検査を省略することができる。
- (4) J R 北海道における実務経験を有し、J R 北海道から他会社に出向する者。
なお、講習会及びその講習における学力検査を省略することができる。
- (5) J R 北海道に出向している期間において、J R 北海道の工務関係社員と同等の教育及び訓練を受け、当該業務に必要な知識・技能を有している認められた者。なお、講習会及びその講習における学力検査を省略することができる。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに3箇年後の月末までとする。

※「工事管理者（在来線）」従事できる資格

- ・「列車見張員」
- ・「重機械運転者」（ただし、工事用重機械を運転・操縦するための法令上必要な運転免許証等を有する者に限る）

●軌道工事管理者（在来線）： 次のいずれかに該当する者

【新規】

- (1) 土木・建築等の工事経験が5年以上、及び軌道工事の実務経験が3年以上あり、うち営業線近接工事1年以上の実務経験がある者。
- (2) 大学等において土木・建築課程を修了した者で、軌道工事の実務経験が3年以上あり、うち営業線近接工事1年以上の実務経験がある者。
ただし、「大学等」とは、学校教育法に規定する「大学」及び「高等専門学校」、職業能力開発促進法に規定する「職業能力開発大学校」及び「職業能力開発総合大学校」とする。
- (3) 「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者で、軌道工事の実務経験が3年以上ある者。
- (4) J R 北海道において、工務関係社員として前号と同等の経歴を有して J R 北海道を退職する者。
なお、J R 北海道において、工務関係社員として10年以上の経歴を有し、かつ、在来線の技術系助役以上を2年以上経験がある者は、退職後1か月以内の申請に限り、講習会及び学力検査を省略することができる。
- (5) J R 北海道における実務経験を有し、J R 北海道から他会社に出向する者。
なお、講習会及びその講習における学力検査を省略することができる。
- (6) J R 北海道に出向している期間において、J R 北海道の工務関係社員と同等の教育及び訓練を受け、当該業務に必要な知識・技能を有している認められた者。なお、講習会及びその講習における学力検査を省略することができる。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに3箇年後の月末までとする。

※「軌道工事管理者（在来線）」従事できる資格

- ・「工事管理者」
- ・「軌道作業責任者（在来線）」
- ・「列車見張員」
- ・「重機械運転者」（ただし、工事用重機械を運転・操縦するための法令上必要な運転免許証等を有する者に限る）

【資格取得要件：在来線】

●工事管理者(特)： 次のいずれかに該当する者

(1) J R 北海道から他会社に出向する者（出向している者含む）であり、「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者のうち、次のア～イのいずれかに該当し、所属する箇所長又は所属会社の長が指定した者。

ア J R 北海道において、線閉責任者又は保守用車責任者を、過去 5 年間の間で経験した者。

イ J R 北海道において、過去に 5 年以上にわたり土木及び建築等工事の契約担当責任者又は監督員等に従事した経験がある者。

(2) J R 北海道を退職する者（退職した者含む）で、次のア～イのいずれかに該当し、所属する箇所長又は所属会社の長が指定した者。

ア 退職時に「工事管理者（在来線）資格認定証」の交付を受ける者。

イ J R 北海道在職時に、主任職以上の経歴を有し、退職（エルダースタッフ契約満了含む）から 1 年以内に「工事管理者（在来線）資格認定証」の交付を受けた者。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに 3 箇年後の月末までとする。

※「工事管理者（特）」従事できる資格

- ・「踏切監視員（施設）」

●軌道工事管理者（特）： 次のいずれかに該当する者

(1) J R 北海道から他会社に出向する者（出向している者含む）であり、「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者のうち、次のア～イのいずれかに該当し、所属する箇所長又は所属会社の長が指定した者。

ア J R 北海道において、線閉責任者又は保守用車責任者を、過去 5 年間の間で経験した者。

イ J R 北海道において、過去に 5 年以上にわたり軌道工事の契約担当責任者又は監督員等に従事した経験がある者。

(2) J R 北海道を退職する者（退職した者含む）で、次のア～イのいずれかに該当し、所属する箇所長又は所属会社の長が指定した者。

ア 退職時に「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」の交付を受ける者。

イ J R 北海道在職時に、主任職以上の経歴を有し、退職（エルダースタッフ契約満了含む）から 1 年以内に「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」の交付を受けた者。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに 3 箇年後の月末までとする。

※「軌道工事管理者・(特)」従事できる資格

- ・「工事管理者（特）」
- ・「踏切監視員（施設）」

●軌道工事管理者・（機）： 次のいずれかに該当する者

ア J R 北海道から他会社に出向する者（出向している者含む）で、「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者のうち、次のいずれかに該当し、所属する箇所長又は所属会社の長が指定した者。

・ J R 北海道において、線閉責任者又は保守用車責任者を過去 5 年間の間に経験した者

・ J R 北海道において、過去に 5 年以上にわたり軌道工事の契約担当責任者又は監督員等に従事した経験がある者。

イ J R 北海道を退職する者（退職した者含む）で、退職時に「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」の交付を受ける者のうち、所属する箇所長又は所属会社の長が指定した者。

(2) 「軌道工事管理者（線）資格認定証」及び「軌道工事管理者（保車）資格認定証」のいずれも有しており、J R 北海道が開講する通信教育（GUM）「保線技術(中級)」を修了した者で、第 5 項第 1 号の教育及び訓練を修了した後に、第 5 項第 2 号の実技検査に合格した者。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに 3 箇年後の月末までとする。

※「軌道工事管理者（機）」従事できる資格

- 「軌道工事管理者（線）」、「軌道工事管理者（保車）」、「踏切監視員（施設）」

【資格取得要件：在来線】

●工事管理者（線）・軌道工事管理者（線）：次のいずれにも該当する者

ア「工事管理者（線）資格」の場合は「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者で、「軌道工事管理者（線）資格」の場合は「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者。

イＪＲ北海道が発注する工事において、直近の過去３年以上継続して工事経験を有している者。

なお、工事経験とは、工事管理者又は軌道工事管理者としての現場配置経験のほか、現場代理人、主任技術者、工事管理者（保）、軌道工事管理者（保）としての現場配置経験も含めることができる。

ウＪＲ北海道が発注する工事において、過去に工事管理者、軌道工事管理者として線路閉鎖工事に５回以上従事経験を有する者又は特に所属会社の長の申し出により工務部長が認めた者。

なお、従事経験は、工事管理者又は軌道工事管理者として線路閉鎖工事に従事した経験のほか、主任技術者、工事管理者（保）、軌道工事管理者（保）としての現場配置で線路閉鎖工事を従事した経験も含めることができる。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに３箇年後の月末までとする。

※従事できる資格

(1)「工事管理者（線）資格認定証」又は「軌道工事管理者（線）資格認定証」のいずれかを有する者は、「踏切監視員（施設）資格認定証」を有する者としても従事することができるものとする。

なお、「軌道工事管理者（線）資格認定証」を有する者は、「工事管理者（線）資格認定証」を有する者としても従事することができる。

(2) 仮資格認定証の効力は、仮資格認定証を交付した日から有するものとし、有効期間は交付の日から１箇年後の月末までとする。なお、有効期限が経過した場合は失効となる。

(3) 第４項の実技検査の結果、当該業務に必要な知識及び技能の知悉度の確認が出来ない場合は、必要な実務訓練等を実施した後に再度実技検査を行うことができる。ただし、初回の実技検査から数えて２回までを実技検査の限度数とし、限度数に達しても当該業務に必要な知識及び技能の知悉度の確認ができない場合は、その時点で仮資格認定証を失効する。

●特殊運転者（MC）：次のいずれかに該当する者

(1) 道路交通法に規定する普通自動車運転免許を有する者。

(2) ＪＲ北海道において、軌道モーターカーの運転業務に従事した経験を有する者。

(3) ＪＲ北海道に出向している期間において、ＪＲ北海道の工務関係社員と同等の教育及び訓練を受け、当該業務に必要な知識・技能を有している認められた者。

(4) ＪＲ北海道における実務経験を有し、ＪＲ北海道から他会社に出向する者。

なお、第２項の講習会及びその講習における第３項第１号の学力検査を省略することができる。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに３箇年後の月末までとする。

※特殊運転者（MC）従事できる資格

在来線での「軌道モーターカー単独の運転」

「軌道モーターカーによる車両のけん引運転」、「保線機械操縦者」

●軌道作業責任者（在来線）：次のいずれかに該当する者

(1) 軌道工事について３年以上の実務経験を有する者。

(2) ＪＲ北海道において、工務関係社員として前号の実務経歴と同等の経歴を有する者。ただし、ＪＲ北海道において、工務関係社員として１０年以上の経歴を有する者は、第２項の講習会及び第３項第１号の学力検査を省略することができる。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに３箇年後の月末までとする。

※「軌道作業責任者（在来線）」従事できる資格

「列車見張員」

【資格取得要件：在来線】

●列車見張員 医学適性検査判定を満たした者

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに1箇年後の月末までとする。

※「列車見張員（在来線）」従事できる資格

「誘導員」、「踏切警備員」

●重機械運転者：次のいずれかに該当する者

- (1) 工事用重機械を運転・操縦するための法令上必要な運転免許証等を有する者。
- (2) 工事用重機械を運転・操縦するための法令上必要な運転免許証等を有し、ＪＲ北海道において実務経験を有する者。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに3箇年後の月末までとする。

●レール削正責任者

レール削正者の責任者に従事する者の資格は、「レール削正運転者資格認定証」及び「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」のいずれも有する者。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに3箇年後の月末までとする。

※「軌道工事管理者(在来線)継続講習会」を修了した者は、講習会及び検査を省略することができる。

●レール削正運転者

「特殊運転者(MC)資格認定証」を有する者

※「特殊運転者（MC）継続講習会」を修了した者は、講習会及び検査を省略することができる。

【資格の継続】

有効期間内に講習会及び検査を受け、判定基準を満たした者には、有効期間をさらに3箇年後の月末までとする。

●10条教育について

- ・10条教育の対象となる資格者は、1年度内に1回の頻度で10条教育を受講しなければならない。
- （保守）（運転）両方の対象資格者は、（運転）を受講（更新）となる。

●【10条教育（保守）の対象資格】

- ・「工事管理者（在来線）」
- ・「軌道工事管理者（在来線）」

●【10条教育（運転）の対象資格】

- ・「工事管理者(線)」
- ・「軌道工事管理者(線)」
- ・「工事管理者(特)」
- ・「軌道工事管理者(特)」
- ・「軌道工事管理者(機)」

●保線技術者講習会について

- ・保線技術者講習会の対象となる資格者は、1年度内に1回の頻度で保線技術者講習会を受講しなければならない。

※【保線技術者講習会の対象資格】

「軌道工事管理者（在来線）」